

議事次第⑥ 会則改定の件

現行会則の一部を下記の通り改定する。

下記の 13 か所の改定部分は、英語版会則（当局登録済の公式版）の変更となるため、総会承認後、関係当局である ROS（Registry of Societies）へ申請し、承認を得て有効となる。

記

下線：改定箇所

|   | 現行   | 改定案  | 備考                                   |
|---|--|--|--------------------------------------|
| 1 | <b>4 条 2 項 入会審査</b><br>(a) 入会希望者は、入会の申し込みをクラブに対し、所定の申込書によって行わなければならない。申込書には、入会申込者並びにその推薦人の <b>署名を必要とする</b> 。尚、推薦人はクラブ入会后 6 箇月以上を経過した個人会員であり、過去に会則及び関連諸規則の重大違反の記録のない個人会員でなければならない。  | <b>4 条 2 項 入会審査</b><br>(a) 入会希望者は、入会の申し込みを理事会クラブに対し、所定の方式により申込書によって行わなければならない。申込書には、入会申込者並びにその推薦人の詳細及び必要事項を提出するものとする。尚、推薦人はクラブ入会后 6 箇月以上を経過した個人会員であり、過去に会則及び関連諸規則の重大違反の記録のない個人会員でなければならない。   | IT 化に伴い、電子フォームでの入会手続きへ変更。署名は必要としない。  |
| 2 | (c) 訪問会員の入会承認は、総務担当理事が行い、推薦人の <b>署名は要しない</b> 。   | (c) 訪問会員の入会承認は、総務担当理事が行うものとする。 <b>但し、その権限は事務局長に委任することができる</b> 。推薦人は要しない。   | 訪問会員の承認は、事務局長が代行できる。                 |
| 3 | (d) 名誉会員は会長の推薦に基づき、理事会の承認を経て総会にて決定されるものとする。  | (d) 名誉会員は会長の推薦に基づき、理事会の承認を経て <b>年次</b> 総会にて決定されるものとする。   | 表現変更                                 |
| 4 | 6 条(c) 会員はクラブ発行の請求書の記載金額に疑義のある場合は、請求書発行日より 1 ヶ月以内に、その旨クラブに対して申し立てるものとし、 <b>記載金額に誤りがなければ、請求書発行日の同月末を納付期限としてクラブ又はクラブの指定する銀行に請求書記載金額の全額を支払うものとする</b> 。尚、クラブへの支払いは、上記以外の方法でも行うことができる。又、提携カードを保有する会員の会費等の支払いは提携カード発行会社の規定及びクラブと提携カード発行会社の取決めに基づいて行うものとする。 | 6 条(c) 会員は <b>請求書発行日の同月末を納付期限としてクラブに請求書記載金額の全額を支払うものとする</b> 。クラブ発行の請求書の記載金額に疑義のある場合は、請求書発行日より 1 ヶ月以内に、その旨クラブに対して申し立てるものとする。提携カードを保有する会員の会費等の支払いは提携カード発行会社の規定及びクラブと提携カード発行会社の取決めに基づいて行うものとする。 | 表現の変更                                |
| 5 | 6 条(e) 支払い期限内に支払いがない会員に対して、クラブは支払い督促状を発送出来るものとする。<br>クラブは 3 ヶ月以上の支払い遅延会員の氏名をクラブの施設内に掲示などの方法で   | 6 条(e) 支払い期限内に支払いがない会員に対して、クラブは支払い督促状を発送出来るものとする。<br>クラブは 3 ヶ月以上の支払い遅延会員の氏名をクラブの施設内に掲示などの方法  | 表現の変更<br><br>英語版、一部削除（日本語版と英語版の表現統一） |

|   |   |   |  |
|---|---|---|--|
|   | 公表できるものとする。支払い遅延会員として氏名を公表された会員は、その債務を清算するまではクラブの諸施設を利用出来 <u>ないものとし、さらに支払い遅延が5ヶ月に達した会員に対しては、会則第5条の定めにより、クラブはそれらの支払い遅延会員に対して、理事会の決議に基づき必要な処置をとることが出来るものとする。</u>  | で公表できるものとする。支払い遅延会員として氏名を公表された会員は、その債務を清算するまではクラブの諸施設を利用出来 <u>ないものとする。さらに支払い遅延が5ヶ月に達した会員に対しては、会則第5条の定めにより、クラブはそれらの支払い遅延会員に対して、理事会の決議に基づき必要な処置をとることが出来るものとする。</u>  |  |
| 6 | 7条1項 総会<br>(a) 年次総会は年1回、会計年度終了日以降3か月以内に理事会の定める日、場所、時間に開催されるものとし、前年度のクラブの活動報告、理事選挙結果及び、その他の役員を選出結果の報告を行うと共に、会計報告、次年度予算案及び理事会の提案する諸議案の審議、決議、承認を行うものとする。   | 7条1項 総会及び臨時総会<br>(a) 年次総会は年1回、会計年度終了日以降3か月以内 <b>6月末まで</b> に理事会の定める日、場所、時間に開催されるものとする。前年度のクラブの活動報告、理事選挙結果及び、 <b>任命理事</b> 、監事、管財人の選出結果の報告を行うと共に、会計報告、 <b>前年度年次総会の議事録</b> 、次年度予算案及び理事会の提案する諸議案の審議、決議、承認を <b>年次総会にて</b> 行うものとする。                                | 英語版と表現を一致させた。<br><br>任命理事についても総会で報告するため追記。                 |
| 7 | (c) 理事会がその必要を認めた場合、又は、理事定員の4倍以上の <b>会員</b> が文書にて議題とその目的を示して開催を求めた場合には、理事会は臨時総会を開催できるものとする。  | (c) 理事会がその必要を認めた場合、又は、理事定員の4倍以上の <b>個人会員</b> が文書にて議題とその目的を示して開催を求めた場合には、理事会は臨時総会を開催できるものとする。 <b>その要求書は、要求理由、審議事項、要求者代表、要求者名簿（氏名、会員番号、署名）等を含むものとし、理事会宛に提出するものとする。事務局が要求書のすべての記載事項に誤謬のないことを確認した時点で、受領したものとする。受領後、理事会は遅滞なくその内容について協議し、臨時総会の開催可否を決定することとする。</b> | 会員からの臨時総会開催の要求を受けた場合は、事務局が書類確認を行い、受領確認、理事会で開催可否を決定することとする。 |
| 8 | (e) 理事定員の4倍以上の会員が臨時総会の開催を文書で要求した場合、 <b>理事会は、要求書を受領後、遅滞なくその開催日時を定めるものとする。</b> 尚、要求書は、要求理由、審議事項、要求者代表、要求者名簿（氏名、会員番号、署名）等を含むものとし、事務局に提出するものとする。事務局が要求書のすべての記載事項に誤謬のないことを確認した時点で、受領したものとする。その臨時総会が会則第7条2項(a)に定める定足数を満たさず流会となった場合は、同じ議題を審議する臨時総会開催の要求は流会后、6か月を経過しないと出来ないものとする。 | (e) その臨時総会が会則第7条2項(a)に定める定足数を満たさず流会となった場合は、同じ議題を審議する臨時総会開催の要求は流会后、6か月を経過しないと出来ないものとする。  | 上記(c)へ内容を移行  |

|    |  |   |                             |
|----|--|---|-----------------------------|
| 9  | (i) 総務担当理事は、定時総会、又は臨時総会終了後、その議事録案を速やかに会員に配付するものとする。                            | (i) 総務担当理事は、年次総会、又は臨時総会終了後、その議事録案を速やかに会員に配付するものとする。                                   | 日本語変更なし<br>英語版表現変更          |
| 10 | 10条(e)事務局長は会計担当理事の委嘱により、RM30,000を限度として日常運営費の出金、支払いを行い、証票書類を都度会計担当理事に提出するものとする。 | 10条(e)事務局長は会計担当理事の委嘱により、 <b>RM50,000</b> を限度として日常運営費の出金、支払いを行い、証票書類を会計担当理事に提出するものとする。 | 限度金額の引き上げ（電気代、警備費等日常運営費のため） |
| 11 | 21条 婦人部会<br>(a) 理事会はクラブの円滑な事業運営のため、婦人部会を設けるものとする。                              | 21条 婦人部会<br>(a) 理事会はクラブの円滑な事業運営のため、婦人部会を設けるものとする。                                     | 日本語変更なし<br>英語版表現変更          |
| 12 | 25条 非会員の入場<br>(a) 会員に同伴されて入場する者  | 25条 非会員の入場<br>(a) 会員に同伴されて入場する者   | 日本語変更なし<br>英語版表現変更          |
| 13 | 25条 (h) その他来訪者   | 25条(h) 削除   | (g) までで網羅されているため削除          |

以上